

適正な死体取扱業務の推進上の留意事項について（通達）

平31. 3. 29 丁捜一発第54号、警察庁刑事局捜査第一課長から警視庁
刑事部長、各道府県警察本部長あて
（参考送付先）各管区警察局広域調整担当部長

（概要）

警察における死体取扱業務について、その留意事項を示し、対応に遺漏のないようにするよう指示したものを。